

岐阜県公報

号外(二) 令和三年十月十九日

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第五十四号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百九十四条の規定による令和三年十月三十一日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙において選挙運動に関し支出することができる金額の制限額は、候補者一人につき次のとおりである。

令和三年十月十九日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大松利幸

目次

選挙管理委員会告示

衆議院小選挙区選出議員選挙において選挙運動に関し支出
することができる金額の制限額 (選挙管理委員会) 一
選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の
数 (同) 一

選挙区	議席数	制限額
岐阜県第1区	1	24,002,200円
岐阜県第2区	2	23,617,500円
岐阜県第3区	3	25,458,500円
岐阜県第4区	4	26,266,900円
岐阜県第5区	5	23,214,400円

岐阜県選挙管理委員会告示第五十五号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項

第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和三年十月十九日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 大 松 利 幸

- 1 令和3年10月18日現在において選挙人名簿に登録されている者の総数
1,657,286人
- 2 総数の50分の1の数
33,146人
- 3 総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の一を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に8分の一を乗じて得た数と40万に6分の一を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）
307,161人
- 4 岐阜県議会議員の各選挙区別の総数及び3分の1の数

選挙区名	総数(人)	3分の1の数(人)
岐阜市	337,850	112,617
大垣市	146,623	48,875
高山市	73,506	24,502
多治見市	91,593	30,531
関市・美濃市	88,684	29,562
中津川市	63,861	21,287

瑞浪市	30,646	10,216
羽島市	55,674	18,558
恵那市	41,004	13,668
美濃市	42,682	14,228
土岐市	47,189	15,730
各務原市	120,772	40,258
可児市	94,066	31,356
山県市	22,249	7,417
瑞穂市	43,318	14,440
飛騨市	20,034	6,678
本巣市	42,697	14,233
郡上市	33,927	11,309
下呂市	26,472	8,824
海津市	28,338	9,446
羽島郡	39,462	13,154
養老郡	23,528	7,843
不破郡	27,763	9,255
安八郡	19,612	6,538
揖斐郡	55,301	18,434
加茂郡	40,435	13,479

令和三年十月十九日発行

発行所 岐阜県選挙管理委員会
岐阜市上野田二丁目一丁目一丁目

岐阜県 岐阜市三輪町一丁目一丁目一丁目 岐阜県文芸社